

第 10 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第10回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和6年8月2日（金）

13：30～14：27

場所：農村振興局第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 第5期対策最終評価の案について
 - (2) その他
4. 質 疑
5. 閉 会

午後 1時30分 開会

○地域振興課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

農林水産省地域振興課長の山本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、前島農村振興局長から御挨拶をさせていただきます。

○農村振興局長 皆さん、こんにちは。7月5日付けで就任いたしました農村振興局長の前島でございます。

委員の先生方におかれましては、本日は御多忙のところ御参集いただきまして厚く御礼申し上げます。また、日頃より中山間地域をはじめとする農村振興施策につきまして大変なお力添えを頂いておりまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本委員会につきましては、令和2年7月に第1回目の会合を開催し、今回で10回目を迎えることになりました。本委員会では、中山間地域等直接支払制度の第5期対策の実施状況、中間年評価及び最終評価などにつきまして、委員の皆様には熱心な御議論を頂いてきたところでございます。

これまで委員の皆様からは、本制度につきまして全体としては高い評価を頂きつつ、本制度の効果に係る分析手法や対外的な見せ方、現場の実情を踏まえた制度運用などにつきまして問題提起を頂いてきました。本日は、前回6月25日の委員会で皆様方から頂いた御意見等を踏まえまして修正いたしました第5期対策の最終評価案を提示いたしますので、御議論の上、御了承いただければと考えております。

これから令和7年度予算の概算要求の時期を迎えることとなります。中山間地域等直接支払制度につきましても、当委員会で頂いた御意見も十分に踏まえながら必要な予算を要求し、条件不利地域における前向きな取組を、農林水産省といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えております。

先生方の御意見を踏まえ、本制度をより良い制度にしていく必要があると考えておりますので、限られた時間ではございますが、忌憚のない御議論を頂きますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○地域振興課長 ありがとうございます。

なお、前島局長におかれましては、この後公務がございますので、これで御退席させて

いただきます。

本日は、前回に引き続きまして委員全員の御対面による御出席を頂きまして開催をいたします。出席者の紹介につきましては、時間の関係上、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。

次に、注意事項について幾つか御説明をさせていただきます。

本日の資料については配付資料一覧のとおりでございます。また、傍聴の方については事前に御案内してありますとおり、農林水産省のホームページに資料を掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

また、会議の開催に当たりまして幾つかお願いがございます。

本日の委員会は一般の方もウェブで傍聴できるよう公開で行っておりますが、発言は委員のみとしております。傍聴者におかれましては、マイクをオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

また、議事録につきましては、委員の皆様にご確認を頂いた上で後日公開をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、第5期対策の最終評価の案についてとなります。会議の終了は15時を予定しておりますが、議事の終局次第終了したいと考えております。

それでは、これより議事を開始いたします。

ここからは、本委員会の委員長であります関司先生に進行をお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○関司委員長 皆さん、こんにちは。猛暑の中お集まりいただきましてありがとうございます。

第10回の第三者委員会ということで、最終評価の案について忌憚ない御意見を頂戴できればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一括して説明を頂いて、その後質疑ということで進めさせていただきます。時間が限られておりますので、事務局からの説明についてはポイントを絞って御説明を頂ければと思います。

それでは、お願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室長の藤田です。よろしくお願いたします。

6月25日の第9回委員会で最終評価の素案についてお諮りし、委員の皆様から様々な意

見を頂いたところでございます。本日は、前回頂いた御意見を踏まえまして素案に修正を加えた最終評価の案ということで、資料3の「中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の最終評価（案）」をお示ししてございます。この修正案の御説明に際しまして前回頂いた御意見とその対応、それから当日に回答できなかった御質問への回答について、資料1の「第9回第三者委員会における委員御意見等に対する対応」と記載している資料がございましたけれども、こちらの資料1と資料3を並べて見ていただければと思います。また、前回の委員会にお諮りした素案から修正箇所については、資料3の方で赤文字で記載しておりますので、こちらの方を御参照いただければと思います。

それでは、資料1の番号の順に沿って対応状況について御説明させていただきたいと思っております。

まず番号1でございますけれども、竹田委員より第5期対策の農用地の減少防止の効果の算出方法について御指摘を頂いております。具体的には、第5期対策において減少が防止されたと推計される農用地面積の算出方法については、資料3の11ページの右上の表を御覧いただければと思います。こちらの算出方法につきましては、本制度の対象となり得るものの、本制度を実施していない集落の平成27年から令和2年の間の5年間の農林業センサスの経営耕地面積の減少率を算出しまして、この減少率を、第5期対策の協定農用地面積に乗じることで、本制度を実施していなければ減少していたであろう農用地の面積を推計してございます。この計算方法につきましては、表の注意書きの方に、素案の段階で「農林業センサスのいずれかの年の経営耕地面積が秘匿の集落等は、算出から除外」と記載してございました。ここにつきまして竹田委員からの御指摘としまして、過去の試算でも秘匿の集落を算出から除外しているのか。秘匿の集落は規模が小さく、農用地の減少率が大きい可能性があるため、実際よりも減少率を低く算出しているのではないかと、秘匿の集落の取扱いについて御指摘を頂きました。

対応としまして、今回、過去の算出方法を確認しましたところ、秘匿の情報も含めて面積の試算を行っておりましたので、秘匿の情報を含めた農業集落の経営耕地面積により再度試算を行いました。その結果、表にありますように秘匿情報の農業集落を含めた経営耕地面積の減少率が12.7%と、素案時の11.6%より約1.1%高い率となったため、減少が防止されたと推計される農用地面積につきましても、約7.6万haから約8.4万haへと0.8万ha増加したということで、委員の御指摘のとおり結果となりまして、このような修正を行ってございます。

続きまして、番号の2でございます。

橋口委員より、先ほどの減少が防止されたと推計される農用地面積のうちの耕作放棄の防止による面積についての御指摘を頂きました。具体的には、素案の段階では、この耕作放棄の発生防止による面積の推計方法としまして、減少が防止されたと推計される農用地面積に対し、耕地及び作付面積統計で公表されている耕地のかい廃面積のうち、耕作放棄によるものの割合を乗じてございました。御指摘でございますけれども、この耕地のかい廃面積と耕作放棄によるものの割合について全国値を使っていたことに対しまして、耕作放棄地の発生防止効果は、全国の市街化区域の農地も含めて算出が行われている。この結果、農用地の減少防止面積7.6万haのうち耕作放棄の発生防止による3.3万ha、これよりも残りの転用抑制による4.3万haの方が大きい数字となりまして、本制度の目的からずれたものになるのではないかという御指摘でございました。

対応としまして、この点につきましては、耕作放棄の発生防止効果は本制度の効果として重要なものであるものの、委員の御指摘のとおり正確な推計を行うことが困難ですので具体的な数値は記載しないこととしました。最終評価案の10ページの上段に赤書きで、「この内、荒廃農地の発生の防止による面積を正確に推計することは困難であるが、一般的に中山間地域においてはそのうち多くが荒廃農地の発生防止によるものと考えられている」、このような記載にすることとさせていただきます。

続きまして、番号の3でございます。

図司委員から、第5期対策では集落戦略の作成が重要な要素の一つですが、その取組自体の評価についての記載がないことに対しまして、地域計画が法制化された中で、集落戦略をどのように評価しているのかという御指摘を頂きました。この件について、集落戦略の作成は、交付単価の満額の交付を受けるための要件でございまして、約8割の集落協定が取り組む第5期対策の重要な取組の一つとなっております。このため、対応としまして集落戦略についての評価を新たに最終評価書の案に記載することとしました。

最終評価書案の20ページ目をご覧ください。こちらの方に新たに8としまして「集落戦略の作成状況」という項目を追加してございます。集落戦略を作成済みの協定数につきましては、第5期対策が開始された令和2年度以降、毎年倍以上のペースで増加してございます。あわせて、前回の委員会で御説明しましたとおり、中間年評価の段階で取組が不十分と市町村から評価を受けた協定について最終評価でフォローアップを行った結果、14協定を除きまして最終年度までに作成の見込みとなっておりますので、ほとんどの協定で集

落戦略が作成される見込みとなっております。

それから、また、集落戦略につきましては、協定参加者で話し合いを行い集落の将来像について取りまとめ、その実現に向けた活動を行うものでございますけれども、まずは協定参加者が集まり話し合いを行っていくことが重要と考えています。この話し合いの状況としまして中間年評価の際に収集したデータとなりますけれども、第5期対策の2年度目である令和3年度時点のもので、かつ、コロナ禍で人が集まることが難しい状況のものではございますけれども、21ページ目の円グラフの下の方に記載の数字がありますように、基礎単価の協定では平均2.9回に対しまして、集落戦略を作成する体制整備単価の協定では平均3.6回と、0.7回、体制整備単価の協定の方が話し合い回数が多いことが分かります。また、話し合いの回数が2回以下の協定の割合というのは、基礎単価の協定の方が体制整備単価の協定よりも多いのに対しまして、3回以上の階層ではいずれも体制整備単価の協定の方が割合が高くなってございます。これらを踏まえまして、20ページ目の最後のパラグラフに、集落戦略の評価としまして「集落の将来像について協定参加者等での話し合いを行い、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのように守っていくかについて合意形成を図る手段として、集落戦略の作成が有効であったものと考えられる」と記載をしてございます。

また、地域計画との関係につきましては、なお書きで21ページの方に記載をしてございます。地域計画について、昨年施行されました改正基盤強化法に基づき、市町村は今年度末までに策定する必要があります。この地域計画の策定の過程で行う地域の話し合いの場において集落戦略の情報が活用され、集落戦略を素地として地域計画が作成されることにより、集落戦略で計画された取組が地域計画に基づく取組として引き継がれて実施されることが期待されると、記載をしてございます。

それから資料1の番号4でございます。

橋口委員からの御指摘で、前回の委員会で、小規模な集落協定は廃止の意向を示している協定の割合が高い旨を説明させていただきましたけれども、面積が大きな協定であっても一定数の廃止意向があり、これらの協定が廃止した場合は影響が大きいことから、そのような協定の分析を行うとともに、県や市町村を通じて働きかけをすべきではないかといった御指摘でございます。

委員の御指摘のとおり、大規模な協定が廃止しますと、一度に多くの農用地が制度の対象から外れるためということで影響が大きいものと考えてございます。このため、廃止の

意向を示した協定面積50ha以上のものが調べますと8協定ありまして、この8協定について、市町村に対して現在の状況について聞き取ってございます。その結果、8協定のうち6協定は、面積が縮小する可能性はあるものの、次期対策でも継続できる見込みということでございました。一方で2協定につきましては、代表や事務担当などの役員の継続が難しく、また、新たな役員も見つかる見込みがなく継続が難しいといったことでもございました。したがって、この2協定につきましては、農林水産省としましても自治体と連携し、今後進めていくべき取組として示しています複数協定の連携や多様な組織の参画を促すなど、しっかりと引き続きフォローアップしていきたいと考えてございます。

続きまして、番号の5でございます。

関司先生からの御質問で、共同取組活動への交付金の配分割合が先細りしている中で、地域を大きくまとめて交付金を有効に活用するために集落協定広域化加算が活用されているのではないかと、それから、次期対策で進めようとしている体制づくり等のための手段として加算が有効なのか、そのほかの有効な手段があるのか、都道府県レベルの第三者委員会などから知見が上がってきているのではないかとといった御質問でございました。

この件の対応としまして、都道府県の第三者委員会の議事録等、第三者委員会の場での発言内容が分かる資料を取り寄せ、内容の確認ができた31道府県の委員会での意見を確認したところ、本制度による協定活動を推進する手段として、加算を活用しながら活動を進めていくよう市町村から協定に対して働きかけることが必要と、そういった意見がございました。また、御質問への直接の回答ではありませんが、ここの対応の方にありますように、広域化や多様な人材の参画等の体制整備についての意見が複数ありましたので、主なものをここに記載させていただいております。

それから資料1の番号6でございます。

関司委員長の方から、広域化加算が農村RMOや広域での事務体制の整備など有効に活用されている例もあり、加算措置の質的な評価をすることで次期対策につながるのではないかとといった御意見を頂いております。

前回の委員会でも御説明しましたとおり、各協定は、各加算措置を活用した必須活動以外の様々な活動に取り組まれているところでございます。特に、集落協定広域化加算について、御意見いただいた協定の体制強化に活用されているか確認したところ、本加算を活用している全ての協定について網羅的な把握はできていないのですが、事例的なもので紹介ということで記載させていただいております。新潟県上越市それから京都府伊根町では

事務局の設置による事務機能の統合とか、それから広島県の三次市では、農村RMOへの事務委託や農用地保全活動等の農村RMOの活動の補完等、農村RMOとの連携、そういったものに本加算が活用されています。また、本加算は機械の共同利用や農作業の共同化、それから鳥獣害対策に活用されておりまして、共同取組活動への交付金の配分割合が低下している中で、広域化加算が広域協定内での共同活動に活用されているといったことが分かってございます。

続いて番号の7でございます。

こちらは竹田委員からの御意見でございます。複数集落で構成されている大規模な集落でも、廃止意向の理由としてリーダーや協定参加者の高齢化の割合が高く、規模を大きくしても多様性がない状態だと活動の継続が難しい状況になり得る。このため、協定等の規模を大きくするだけでなく、多様な組織が参画できるような仕組みも必要ではないかというものでございます。

委員の御指摘のとおり、多様な組織の参画は人材の確保を行う上で重要な取組でございますので、最終評価案の30ページでございますけれども、こちらの5の「今後、進めていくべき取組」の(1)の「共同活動の継続に向けた体制づくり」の一つとして、「多様な組織等が協定活動に参画可能な体制づくり」、こういったものを記載してございます。また、あわせて委員からの御意見としまして31ページに、「第三者委員会からの意見」ということで、今の御意見についてもこちらの方に記載をさせていただいております。

続いて、資料1の番号の8でございます。

飯國委員からの御意見でございます。前回の委員会でも説明したとおり、最終評価において、市町村に対しまして次期対策に向けた市町村の考えについてアンケート調査を行ってございます。このアンケート調査の設問の一つに、集落協定に対する事務支援について、市町村として今後どうしていきたいと考えているのかというものがございます。この回答結果に対しての御意見としまして、事務支援を負担に感じていない市町村が2割である一方、多くの市町村が負担に感じており、意見の隔たりがある。それぞれの自治体が置かれている状況、事務局体制、協定の数などでクロス集計し、意見の背景を特徴づけることで、次期対策の検討につなげることができるのではないかとといった御意見を頂いてございます。

今回、委員の御指摘のクロス集計を行いましたので、今の資料1の最後のページについて御覧いただきたいと思っております。最後のページに表がございましてけれども、左の青色の列がアンケートの選択肢ということで、アからオの選択肢がございまして、このうちアが協定

への事務支援の負担を感じていない、オが協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない、イからエがこれまでどおりの協定への事務支援は困難、そういった選択肢となっております。1市町村当たりの平均協定数について見ますと、事務支援を負担に感じていない市町村では13.9ということで平均14協定、それから負担を感じているという市町村では平均20協定から38協定と、やはり協定数が多い市町村は事務支援を負担に感じていることが分かります。一方、表の右側に市町村当たりの平均職員数を記載してございますが、各選択肢による有意な分析結果が余り出ないと、大勢としてはそんなに変わらないということがあります。これはそもそも市町村の職員数が少ないことが、その要因と考えられます。

一方で、60歳未満の参加者率と、それから農業者以外が参加する協定の割合について見ますと、オの協定への事務支援は従来からほとんど行っていないという市町村において高い割合となっております。より詳細な分析が必要かとは思いますが、協定参加者の年齢が比較的若く、また、協定に多様な人材が参画している市町村では、各協定で十分な事務を行うことができていると、市町村による事務支援を必要としていない可能性があると考えられます。こういった分析をさせていただきました。

続いて、資料1の番号9を見ていただきたいと思います。

星野委員からの御意見でございまして、地域への手伝いや情報提供など、地域へのケアを丁寧に行うための体制づくりについて記載できないか、例えば、多様な組織の参画についても、地域の周辺のみでは対応が難しく、対象範囲を広げる必要があるなど、地域だけで解決できるものではない一方、どのように進めればよいのか分からないというケースがそれなりに出てくる可能性が高いということで、集落協定間の連携や、多様な組織の参画の体制づくりを進めるに当たって、推進体制について御意見を頂いております。

同様に、番号の10番ということで図司委員長からも推進体制につきまして、市町村の担当職員が減少している中、情報を共有しながら現場と向き合ったり、知恵を寄せ合うことができるような例えば県の出先機関の範囲など、広域で担当職員が連携することができる事務局側の体制づくりも必要ではないかという御意見がございました。

こうした推進体制の御意見を踏まえまして、最終評価案の30ページ目の所を御覧いただきたいと思っております。こちら5の「今後、進めていくべき取組」の「(1)共同活動の継続に向けた体制づくり」の所に赤書きで、「併せて、推進方策についても検討を行う必要がある」と、こういった文言を追加させていただいております。

続いて番号の11でございます。

原委員からの企業との連携についての御意見を頂いてございます。多様な組織の連携として企業を巻き込むことを推進するため、集落とともに企業が、中山間地域での農地保全や食料自給率維持の取組を行いながら自然や生物多様性を保全する取組を、農水省が推進・認定することで、企業のTNFDの取組の一環としてのサステナビリティレポートに記載できる仕組みづくりも考えられるというものでございます。多様な人材の参画の一つとして企業の参画も重要な観点の一つと考えますので、こちらも31ページ目の「第三者委員会からの意見」ということで、こちらの内容について記載をさせていただきました。

それから番号、最後12番目でございます。

地域計画について榊田委員からの意見で、地域計画との調和については、現場でのハレーションが生じないよう丁寧に検討していただきたいというものでございます。地域計画とのどのように調和を図るかは今後検討を進めていくこととなりますけれども、現場段階でハレーションが起きないように進めていくことが重要と考えておりますので、こちらも31ページ目に意見として記載してございます。

このほか表現の適正化などの修正を行ってございます。またそちらは御確認いただければと思います。

事務局からの資料の説明については以上となります。

○図司委員長 ありがとうございます。

資料1に基づいて、前回の委員会で各委員から出していただきましたコメントに対しての事務局の対応、修正あるいは加筆の模様を御説明を頂きました。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。

修正の案について御意見、御質問がある委員の皆さんから御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

では、私の方から。

私のコメントのところ、丁寧に御対応いただいたと思います。特に資料1の3番のところの集落戦略に関しては、かなり新規に書き込んでいただいたというふうに思います。位置付けとして大半の協定で作成が進んだということと、コロナ禍にもかかわらず話合いが進んだということで、その話合いの実績として21ページの所に、話合いの回数別で協定数の割合を円グラフで示していただきました。基礎単価と体制整備単価を比べたときに比較的体制整備単価の方が複数回でしょうか、3、4回以上、あるいはそれ以上、5、6回、

7回以上というところも割合が高く出ているということで、そういう意味では有意な形がある程度は読み取れるかなと思います。そこから話合いの効果がある意味しっかり展開されたという評価をしてもらっているというように受け止めました。

これは次期対策なり、先ほど一番最後の榊田委員からのコメントの地域計画の絡みにもなりますが、地域計画、いろいろな要素が入ってきていると思うんですけども、少なくとも直払いに関しては地域計画を作り上げていくプロセスとしてしっかり受け止めていくというんでしょうか、その部分の評価を受け止めるという理解でよろしいかというところと、関連して、これは今回表立って出ていないので、あくまで意見というかコメントとして出しておきたいと思いますが、先日、日本農業新聞でも地域計画の絡みの記事が出ておりましたけれども、地域計画で10年先の農地の在りようを見ていくというようところが、かなり力点が置かれていたかというふうに思っています。そういう意味では、中山間直払は5年ごと先を見ていくということで、地域計画10年、直払5年という、先を見る農地の保全の時期のスパンの取り方が若干ずれるというか、違いも出てくる可能性も出てくるだろうと、そこは恐らく今回の中でも調和という文言にかなりの重みが出てくるかなというふうにも思いますし、本制度と地域計画と必ずしも厳密にリンクし切れないところもあるという中で、どの部分をしっかり捉まえていくのか、地域計画に関して調和を取るといってもどこに力点を置くのかということは、恐らく大きな論点になるのではないかと。そういう意味では、話合いのプロセスにまずはちゃんと力点を置くよというのが今回の最終評価の中で出ていることは、私はかなり好ましいというふうにも思いますし、それを超えるところは、榊田委員が出していたハレーションうんぬんのところにもかなり関わってくるところだと思いますので、丁寧な御検討を頂きたいなと思いました。そのほかのところは丁寧に状況を把握いただいていますので、引き続き次期対策のところでも含んで御検討いただきたいと思います。

私からコメントは以上ですが、何か事務局からございますか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 当然、地域計画を策定していく上で、集落戦略での話合いなどが生かされていくというように我々は認識していますし、実際いろいろ聞いてみますと、地域計画を作る際には、集落戦略を策定しているところのデータなどそのようなものをしっかり活用していくこととなっていますので、御認識のとおりではないかなと考えております。

○関司委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、竹田委員、お願いします。

○竹田委員 私の方は資料1の1番と7番の方、御対応いただきまして誠にありがとうございました。1番の方は、新たにもう一度試算もしていただきまして、よりクリアにしてくださいまして御礼申し上げます。

7番の方につきまして、こちらコメントとあと書き加えていただいたところがあるのですが、この7番の基になった表というのが資料3の16ページの所になるかと思えます。こちらのその表の一番下の所に「合計（協定数）」というようになっているんですけども、この下の注意書きを見ると、これはどちらかというところ「合計」本当は「（回答数）」が分母になっていまして、なので若干の修正を、もしこの表を分かりやすく読み取りやすくするという意味では、この「合計（協定数）」の所を「回答数」にさせていただいて、その下にもう一つ行を付け加えていただいて「回答した協定数」のようにさせていただくと、この表の意図がより読み取りやすくなるかなと思えました。このような形の作り方が幾つかあるかと思えますので、そうしていただくと、この注意書きに書いてあることなどもよく分かってきて非常に読み取りやすくなるかなというところは、もし御検討いただければという追加のコメントでございます。

1番の方のこの部分につきましては、非常に中山間地域等直接支払に関わっていらっしゃる方がどれだけ努力をされて農地を維持していただいているかということ、国民の方に分かりやすく説明するという意味でも非常に重要な部分だと思っております。ただ、次の2番の橋口先生のところの推計方法とも絡めると、なかなかこの辺の評価をするためのデータというのが難しいというところは、よく存じ上げているつもりなんですけれども、今後こういったことを訴えかけていくことが、国民の方にそれから企業の参画を促していくという点でも大事だと思いますので、この基本的な農地に関するデータの整備というものを、この直接支払の話だけでは済まないと思うんですけれども、より充実させていくということを考えていくことも大事ではないかと今回改めて思いましたので、この制度についてというわけではないんですけれども、コメントさせていただきました。

以上でございます。

○関司委員長 事務局からいかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 資料3の16ページの表については、やや記載が分かりにくかったということもありますので、回答数の方も記載して回答いただいた協定数が

分かるように修正して、このほかにもそのような記載のところがあれば修正させていただきたいと思います。

それから荒廃農地やそのような割合についてのデータというのは、なかなか今回正確なものが出せるようなデータがないということはありますので、我々として何ができるかというのは別の話ですけれども、御意見として承るということでさせていただければと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。

飯國委員、お願いします。

○**飯國委員** 私の質問に対して丁寧に表まで作っていただきましてありがとうございました。クロス表をどうもありがとうございます。

先ほど室長さんの方から御説明があったように、かなりの傾向が出ているんじゃないかなとは思っていて、一番上のアのグループのところは協定数が少なくて一番右側の列の職員1人当たりの協定数が少ないですね。だから、「事務支援を負担に感じていない」。それに対してオのグループはですね。「事務支援は従来ほとんど行っていない」です。それでいいのかと思うような、そういうところなんですけれども、ここも協定数が少なくて、でも、比較的人員配置は手厚い、また、60歳未満の参加率とかあるいは農業者以外の参加がこれは抜きん出て高い。ある意味協定が自前でやれるというふうに読めるかなど。各委員さんから多様な参加が要るよという話があったんですが、ここに表れているように思います。

問題はイ、ウ、エの三つのグループなんですが、特にイとウが、もうあかんで言うていますよね。なぜかというと、一番目立つ数字は左から3列目、市町村当たりの協定数、まずこれが多いですね。30から40。エはその直前で、臨界点にあるのかなと思ってます。この後悲鳴を上げるかもしれない。イとウの一番右側を見てみると職員1人当たりの協定数が20を超えているんですね。どうもこの辺が閾値になっているんじゃないかという気がします。

もう少しこういった数字を丁寧に見ていくと、市町村と今まで一括りにしていたところがかかなり類型になって見えてきて、どういう市町村にはどういうふうなサポートをしてあげるのがいいのかというような、次のステップへ進むことができるのかなと思って見ました。ですので市町村の属性と言ったらいいんですかね。そこまで踏み込んだ分析をしていただければなど、次にまた生きるかもしれないと思っています。数字はとても有り難

く拝見をしました。ありがとうございました。

○**図司委員長** 事務局からございますか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 先生、御意見ありがとうございました。

やはり1人当たりの協定数とかそういった属性もあるのかなと思いますので、また注意深くその辺も含めながら今後の検討の参考にさせていただければと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。

関連して私の10番のコメントのところにも絡むんですけども、先般ちょうど今週の月曜日に富山県さんでむらづくり大会があって私はお伺いして、ちょうどそのときに直払関係の取組の優良事例の県知事表彰がされていたんですが、恐らく現場レベルでいくと、実践している協定に関してはそういう評価であったりとか、応援だったりノウハウ共有みたいなのがされているんですけども、恐らく担当者レベルの話がどのくらいされているか、なかなか表に見えにくいところなので我々が知り得ないところかもしれないんですけども、その部分のノウハウ共有のような場作りであったりとか、悩み事をもうちょっと寄せていくとか、そういう機会がもしかすると今の飯國委員のお話なんかを踏まえるとかかなり求められていたり、隠れてしまいがちなところなので、次期対策のところでは、そこもかなり注視して何らかの手だてが必要になってくるかなということ、私なりにもちよつと感じましたので申し添えておきます。

飯國委員、どうぞ。

○**飯國委員** 関連してなんですけれども、直接支払は3種類ありますよね。私がよく行くところは、役場の職員の方は中山間の直接支払はよう知っているんですけども、他の支払には必ずしも詳しくないように見える。役場の人頑張るやらかどうかととても大事なところで、頑張ると仕事が増えるからやらないということもあるのではないかなと思うんですが、場合によってはですよ、やりにくいとかそういうこともあるかなと思うんです。

ですから、担当の方の負担を減らしてあげるというのはとても大事です。3支払いの第三者委員会である、多面的機能の発揮促進に関する検討の委員会、では実際に担当者が積極的に他の支払いも紹介してやろうという市町村は2割にとどまっていると指摘されています。負担がでかいからというのがその原因になっている可能性があるのなら、そこを何とかもう少し市町村に向き合うというか、そこに力を重点を入れるということがあってもいいのかなと思いました。

もう一つは、三つの支払いの申請がばらばらに行われているんですよ、日本は地域で

申請することが多いんで難しいでしょうが、ヨーロッパは、よくもう御存じだと思うんですが、多重支払いの申請書が一つになっているんですね。だからそういう意味では非常に見通しのいい申請の形を作れば、受ける側も見通しがいいだろうと思うんですね。だから支払いをまたいだ申請効率化という工夫もあるのかなというふうに思っておりました。

以上です。これはコメントです。

○**関司委員長** ありがとうございます。

事務局からよろしいですか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 事務負担の軽減につきましては、多面的機能支払交付金などと一緒にどういったことができるか、ヒアリングなどもしながら考えていきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

○**関司委員長** 前に日本型支払い全体で5年間やった後に一度検証の委員会が持たれて、私もそこに出させていただいたときも、やはり事務手続の話はかなり論点になったというふうに記憶していますので、是非大事な論点だと思いますので御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、他の委員の皆さんからいかがですか。

榊田委員、お願いします。

○**榊田委員** ありがとうございます。

今、飯國先生の質問に関して作っていただいたもの、協定の事務支援についての分析結果が、私もすごい面白くて興味深く見させていただいて、この表についての質問なんですが、農業者以外が参加する協定の割合というのがこの中にも入っていて、注で農業法人、農業生産組織を含むというふうになっているんですが、もうちょっと詳細がもし分かるようであれば教えていただけると、今後の他組織の連携とかを考える上でも参考になるなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○**直接支払調査係長** 今この内訳が手元にないので、また別途御連絡させていただければと思いますけれども、全体的に農業者以外の中で割合が高いのは個人の非農家ということで、農家じゃない方の参画というのが、そもそもとして高い割合になっているので、恐らくそういう方が多い割合になっているのかなと思います。また別途御連絡させていただきたいと思います。

○**榊田委員** 非農家の個人。

○**直接支払調査係長** そうですね、はい。

○**図司委員長** 榊田委員、よろしいですか。

○**榊田委員** はい、ありがとうございます。

○**図司委員長** 多面を一緒にやっていると、特に非農家の方が関わっているケースがありますね。先ほどの富山の話も、やはり直払と多面を一緒にやっているところは自動的に非農家と一緒に入ってきているので、そういうケースは結構見受けられるかと思います。ありがとうございます。

では、他の論点でも結構ですが、いかがでしょうか。

では、星野委員、お願いします。

○**星野委員** 今議論にもなっております市町村への支援ということなんですが、それぞれの末端の組織については、できることを一生懸命やられているというのが、私の率直な印象ですけれども、それを支援する体制という意味から考えますと、この制度自体が余りその部分を手厚く支援をしていないのではないかと思います。以前から思う点ですけれども、それぞれの協定組織に任せておくだけではなくて、市町村であるとかあるいは府県の組織への支援を何か制度の中で考えていただくことが必要なのではないかと思います。先ほどの表の中にも職員さん一人当たりの担当の協定数にかなり大きな違いがあり、かつ支援の大変さという点も回答に出てきたように思いますので、そこへの支援がもうちょっと厚めにならんかなと思いました。

○**図司委員長** 事務局からいかがですか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 前回もそういった御意見を頂いていますので、今回30ページにも「併せて、推進方策についても検討を行う必要がある」と書かせていただきました。当然うまく取り組んでいる事例などありますので、そういったものをしっかり共有することもありますし、そのほかもう少し地域だけじゃなくてというところも含めて、今後検討させていただければと思います。

○**図司委員長** 今の星野委員からのお話は、誰が汗をかいてつなぎ役としてちゃんと動いているのかというその辺のノウハウを、そういう事例の中からはっきり読み解いておくとか、多分事例をそのまま流してしまうというよりも、つぼをちゃんとピックアップするというか、そこはかなり大事になってくるということですかね。

星野委員から、もしありましたら。

○**星野委員** そうなんですけれども、そこを直接担う市町村はほんまは大事なんですけれども、もう手いっぱいやっているという状況ですので、更にそれを新たに、どうにも入ら

へんところに幾ら無理やり入れても難しいなと思います。話が全然違うことを言い出しますけれども、農地中間管理機構のような、協定組織と様々な主体を結びつける中間組織体みたいなのがあって、そういうところがどんどん直払の組織を支援するような形になったらいいのになと期待する次第です。

○**図司委員長** ありがとうございます。思い切ったそういう仕組み化ぐらいのところまで射程に入れてもいいんじゃないか、そういう御提案も頂いたということですね。ありがとうございます。

では、原委員に頂きましょうか。

○**原委員** 管理機構の仕事も増えますけれども、そういう事務の受皿というか事務を支援するような組織があるのは、既にある組織が有効活用できればいいかなと思いますけれども、その負荷がどうなるかというのは走りながら考えなきゃいけないんだろうなと思って今お聞きしていました。

もう一方で多様な、今、地域計画の説明会を全国で取り組んでいると思いますけれども、私の知り合いの農業者からは、過去この10年ぐらいなんでしょう、多様な人の参画で平地林の畑地化みたいなことが進んで、多様な人の参画のおかげで農地自体が虫食い状態になって、それで新しく来られた方と一緒に地域計画を考えていると聞いています。だから集落戦略の方はよくよく考えて、多様な人の参画は歓迎しなきゃいけない、きっとそうなんだろうと思うんだけど、農地のところと一緒に考えるようなことをしないと、目指すところと現実が変わってくるのかなと、10年後の未来というのを見据えて思いました。あちこちで今そういう声が上がっていると思うので、さっき座長が言ったように、丁寧に拾い上げて改善して進めていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いました。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局からよろしいですか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 地域計画の作成において、原委員がおっしゃったこともあるのかなと思います。やはり地域でしっかり話し合っ、どういった土地利用をしていくか、そういったものも大事だと思いますし、当然、集落戦略も1筆ごとの土地利用について作っていますので、またその辺については、丁寧にいろいろよく見ながら、しっかり進められるように考えていきたいと思っています。ちょっと具体的に何かというのは今はないんですけど、丁寧に見ていきたいと思っています。

○**図司委員長** ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

橋口委員、お願いします。

○**橋口委員** 私が前回の委員会で述べさせていただいたことにつきましては御検討の上、反映していただきましたし、今申し上げたのは資料1の番号2に関してですけれども、それから番号4につきましても、ちょっと懸念された事項につきまして現場に御丁寧に関合させていただいて、こちらの方も御対応いただいたかと認識しておりますので、これ以上の意見はございません。ありがとうございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

まずは一通り委員の皆さんから、前回のコメントに対しての対応についての御意見は頂戴しました。

全体を通していかがでしょうか、もしございましたら頂戴できればと思いますが。

では、榊田委員、お願いします。

○**榊田委員** すみません、ちょっと補足というか、先ほどの原委員のお話にちょっとだけ私の感覚でもお話をしたいと思うんですけれども、立地条件によってすごく虫食いになっていっている、多様な担い手が登場したことで結構担い手がいる地域ではそういう摩擦が起きているというケースもあるのかなと思うんですけれども、こと中山間地域に関して言うと、私があちこち回っている感覚で言うと、担い手がないケースのほうがやっぱり圧倒的に多いというふうに思っているので、ここは中山間の問題について扱っている委員会でもあり、その部分、ちょっとバランスを取るために、私の感覚では逆だけどなというのを一言申し添えておきたいと思ひまして。

○**図司委員長** ありがとうございます。丁寧なフォローを頂いたなというふうに思います。

ほかに委員の皆さんからいかがでしょうか。

なければこのまま終わりという形にはなりますが、もし言っておきたいことがありましたら、よろしいですか。

ありがとうございました。

今回、最終取りまとめというところで御意見を改めて頂戴するという、最終評価の御意見を頂戴するということでしたので、一部修正の御指摘がありましたけれども、大半のところは、今日事務局から提示いただきました評価案のところで委員の皆さんから御了承を頂いたと理解しましたがけれども、よろしいでしょうか。

御指摘いただいた修正点のところは事務局の方で御検討いただきつつ、もしその他修正点が出てきた場合は、まずは私の方に御一任を頂いて、事務局の方と調整をした上で最終版作成という手はずを進めたいと思います。この点も委員の皆様から御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今日の議事としては終了という形になりますので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○地域振興課長 図司委員長をはじめまして委員の皆様、本日はどうもありがとうございます。

ただいま委員長から御説明がありましたとおり、最終の評価、「案」を取ったものを最終評価として今月中に公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、本日をもってこの中山間地域直接支払制度の第5期対策の最終評価に関する議論を終了いたしますが、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえまして、今後次期対策の検討を進めてまいりたいと考えております。議論の中でもいろいろございましたが、中山間地域、特に高齢化が進んで人が少なく、人口減少が特に進んでいるところでございまして、その中で将来的な活動が継続していくような、そういう後押しをできる対策を今後とも考えていきたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いたします。

委員の皆様にはこれまでの御協力に厚くお礼を申し上げまして、閉会とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

午後 2時27分 閉会